

田辺市障害者就労支援施設通所交通費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者が障害者就労支援施設に通所するために要する費用（以下「交通費」という。）を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「就労支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労移行支援並びに同条第15項に規定する就労継続支援を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、市長の支給決定を受けて就労支援施設に通所し、当該就労支援施設から工賃の支払のある障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する交通手段を利用するものとする。

(1) 路線バス又は鉄道

(2) 原動機付自転車又は自動二輪車

(3) 自動車（障害の状況から自動車以外に通所の方法がないと認められる場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象者の障害の状況等に応じて市長が適当と認める交通手段

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有しない者（市長の支給決定を受けて法第5条第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項に規定する共同生活援助を実施する住居に入居し、又は市長の利用承認を受けて法第5条第27号に規定する福祉ホームを利用している者に限る。）であって、市長の支給決定を受けて就労支援施設に通所する障害者についても、前項各号のいずれかに該当する交通手段を利用するものについては、補助対象者とするものとする。

(補助金額)

第4条 市長は、補助対象者の交通費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次に定める額を上限とし、1月当たりの通所した回数を考慮して市長が別に定めるものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる交通手段を利用する場合 最も有効かつ経済的な交通順路による交通費に相当する額。ただし、その月額が25,000円を超える場合は、25,000円とする。

(2) 前条第1項第2号に掲げる交通手段を利用する場合

ア 補助対象者の住居から通所する就労支援施設（以下「通所施設」という。）までの最短経路による距離（以下「自宅からの通所距離」という。）が2キロメートル未満である者 月額1,000円

イ 自宅からの通所距離が2キロメートル以上5キロメートル未満である者 月額1,500円

ウ 自宅からの通所距離が5キロメートル以上10キロメートル未満である者 月額2,000円

エ 自宅からの通所距離が10キロメートル以上15キロメートル未満である者 月額2,500円

オ 自宅からの通所距離が15キロメートル以上20キロメートル未満である者 月額3,000円

カ 自宅からの通所距離が20キロメートル以上25キロメートル未満である者 月額3,500円

キ 自宅からの通所距離が25キロメートル以上である者 月額4,000円

(3) 前条第1項第3号に掲げる交通手段を利用する場合

- ア 自宅からの通所距離が2キロメートル未満である者 月額 2,000 円
- イ 自宅からの通所距離が2キロメートル以上5キロメートル未満である者 月額 4,000 円
- ウ 自宅からの通所距離が5キロメートル以上10キロメートル未満である者 月額 5,000 円
- エ 自宅からの通所距離が10キロメートル以上15キロメートル未満である者 月額 6,000 円
- オ 自宅からの通所距離が15キロメートル以上20キロメートル未満である者 月額 7,000 円
- カ 自宅からの通所距離が20キロメートル以上25キロメートル未満である者 月額 8,000 円
- キ 自宅からの通所距離が25キロメートル以上である者 月額 9,000 円

(4) 前条第1項第4号に掲げる交通手段を利用する場合 前各号に定める補助金の額に準じて市長が別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、他の制度により交通費の補助を受けている者については、前項に規定する補助金の額から当該補助相当額を差し引いた金額とする。

(支給期間)

第5条 補助金は、補助を受けようとする者（以下「補助請求者」という。）が、就労支援施設に通所を開始した日の属する月から開始し、当該補助請求者が就労支援施設を退所した日の属する月をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、補助請求者が月の初日からその末日までの間就労支援施設に通所しなかった場合は、その月の補助金は、支給しない。

(請求の委任)

第6条 補助請求者は、あらかじめ、その通所している就労支援施設の長又は代表者（以下「施設長等」という。）に対し、就労支援施設通所（変更）届を提出し、通所方法及び通所経路の確認を受けるとともに、委任状により補助金に関する一切の権限を当該施設長等に委任しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により委任を受けた施設長等は、補助請求者から提出を受けた就労支援施設通所（変更）届を審査し、適当と認めたときは、補助金申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労支援施設通所（変更）届
- (2) 委任状
- (3) 就労支援施設通所交通費支給台帳（兼請求内訳書）

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金申請書兼請求書を受理した場合は、その内容について審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、施設長等に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた施設長等は、これを直ちに補助請求者に支払わなければならない。この場合において、当該施設長等は、交通費支給台帳に受領印を押印させなければならない。

3 補助金は、毎年7月、10月、1月及び4月の4期に、それぞれの前月までの分を交付する。

(帳票等の整備)

第9条 施設長等は、補助金の支給状況を明らかにするため、支給に関する帳簿等を整備しておかなければならない。

(氏名等の変更)

第10条 補助金を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに就労支援施設通所（変

更) 届を施設長等に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 通所方法又は通所経路を変更したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けたと認めるときは、当該補助金を返還させることがある。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市授産施設通所交通費補助要綱（平成 4 年 3 月 31 日制定田辺市要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日要綱第 4 号）

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 11 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 25 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日要綱第 4 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日要綱第 4 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日要綱第 4 号）

この要綱は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。